

令和3年4月16日

保護者の皆様
生徒の皆さん

京都市立京都堀川音楽高等学校
校長 北村 光司

新型コロナウイルス感染リスク低減のための時差登校の実施について

平素より、本校の教育活動及び新型コロナウイルス感染拡大防止の取組について、ご理解とご協力をいただき、まことにありがとうございます。

さて、現下の京都府下をはじめ全国的な新型コロナウイルス感染者数の増加を受け、京都府知事から、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「まん延防止等重点措置期間（5月5日まで）における新たな要請事項」が示されました。

それを受け、京都市教育委員会から通知があり、各学校の実態を踏まえて、時差登校等、通学時の密を避けるための対策を実施するように指示がありました。

つきましては、本校では、4月19日（月）から5月5日（水）までの期間、次の通り時差登校を実施いたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 通学等での感染リスク低減について

公共交通機関を利用して通学する生徒が多い状況から、**1時間目の授業をカットし、始業時間を繰り下げて9時35分とします。（9時35分～SHR、2～7時間目を50分授業で実施）**

なお、期間中の授業日は通常通り7時45分からレッスン室は使用できるようにいたします。交通機関の混雑を避けるために、早く登校する場合はご利用ください。また、完全下校時間についてはこれまで通り19時00分とし、レッスン室の使用もできるようにいたしますが、レッスン室を使用した場合でも20時00分までに必ず帰宅するように指導いたします。下校時の飲食等、感染リスクの高い校外での活動を控えるようにご家庭でもご指導をお願いいたします。

2. お願い

これまで同様に毎日朝晩、体温測定等の健康観察を行い、その結果を健康観察票に記入してください。

また、ご家庭で次のような状況が起こった場合や何かご心配なことがある場合は、速やかに学校（075-253-1581）へご連絡ください。

- お子様が検査等により新型コロナウイルス感染症と診断された。
- お子様や同居されているご家族に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた。
- ご家族等が感染され、お子様や同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた。